

要保護世帯向け不動産担保型生活資金 貸付のご案内

現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今
お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。

貸付内容

貸付限度額

土地評価額（500万円以上）の70%ただし、マンションの場合は50%

交付

月に一度の
分割交付

利子

貸付交付日から3年後より発生します。貸付を停止した場合は、そ
の翌日から発生します。（延滞利子は年利10.75%）

担保の設定

借入者は、現在お住まいの土地・建物に根抵当
権を設定し、登記していただきます。

利率

年3%、または、毎年4月
1日時点の金融機関の
長期プライムレートのい
ずれか低い方

実施主体

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会（奈良県社会福祉総合センター内）
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

TEL0744-29-0100(代表) FAX0744-29-0101

貸付条件

保護の実施機関が要保護世帯であると認めた世帯であること

借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上であること。

借入申込者単独所有の土地・建物である。

の物件が同居の配偶者との共有である場合、その配偶者が連帯借受人となる。

借地借家ではない。

土地・建物に賃借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていない。

お住まいの評価額が500万以上であること。

現在のお住まいに将来にわたり住み続ける意志がある。

申請時に必要な書類

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付対象世帯通知書（様式1）

貸付対象世帯調査書（様式2）

・世帯状況（同居人の状況）・推定相続人状況・不動産評価額・貸付基本額

借入申込者が居住している建物および土地（以下「本件不動産」という。）の「登記簿謄本」

推定相続人確認書類（戸籍謄本等）親族関係（家系）図

推定相続人の同意書（様式3）又は調整状況書類（様式4）

借入申込者の属する世帯全員の「住民票の写し」

固定資産の評価額がわかる書類

申込時に必要な書類

要保護世帯向け不動産担保型生活資金（様式5）

民生委員調査書・社会福祉協議会意見書（様式7）

振込口座の通帳（写し）

償 還 期 限

貸付元利金の償還期限は貸付契約の終了後、借受人が死亡された時点から3ヶ月以内です。

償 還 方 法

借受人の債務を相続した人が償還します。
この場合は、自己資金による償還のほか、担保不動産を売却して償還することになります。

契 約 の 承 継

借受人が死亡した場合であっても、同居している配偶者は契約を継承し、貸付を継承することができます。（借受人死亡後3ヶ月以内の申請が必要となります。）
ただし、貸付限度額に達していないこと、単独で当該不動産を相続し登記することなどの一定の要件を満たせない場合は、承継することができず、契約は終了します。

土地価格の下落により貸付可能額が減額されることがあります。また、相続時のトラブルを避ける為、推定相続人全員の同意をいただくことにもご理解下さい。

なお、申請から決定までは、約3ヶ月程度かかります。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の申込から送金までの流れ図

